

調査工判定基準

スパン全体での評価	項目		ランク	A	B	C
	1) 管の腐食				鉄筋露出状態	骨材露出状態
2) 上下方向のたるみ		管きよ内径 (700mm未満)		内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
		管きよ内径 (700mm以上 1650mm未満)		内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満
		管きよ内径 (1650mm以上 3000mm以下)		内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満

管一本ごとに評価	項目		ランク	a	b	c
	3) 管の破損	鉄筋			欠落	軸方向のクラックで幅 2 mm以上
コンクリート管等				軸方向のクラックで幅 5 mm以上		
陶管				欠落	軸方向でのクラックが管長の 1/2 未満	—
			軸方向でのクラックが管長の 1/2 以上			
4) 管のクラック	鉄筋 コンクリート管等			円周方向のクラックで幅 5 mm以上	円周方向のクラックで幅 2 mm以上	円周方向のクラックで幅 2 mm未満
	陶管			円周方向のクラックでその長さが円周の 2/3 以上	円周方向のクラックでその長さが円周の 2/3 未満	—
5) 管の継手ズレ				脱却	鉄筋コンクリート管等: 70mm以上 陶管:50mm以上	鉄筋コンクリート管等: 70mm未満 陶管:50mm未満
6) 浸入水				噴き出ている	流れている	
7) 取付け管の突出し ※				本管内径の 1/2 以上	本管内径の 1/10 以上	本管内径の 1/10 未満
8) 油脂の付着 ※				内径の 1/2 以上閉塞	内径の 1/2 未満閉塞	—
9) 樹木根侵入 ※				内径の 1/2 以上閉塞	内径の 1/2 未満閉塞	—
10) モルタル付着 ※				内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満
11) 取付管口不良 ※				—	—	取付管口の不良
12) 鉄筋の部分露出 ※				—	—	腐食によらない鉄筋の部分露出

注 1 段差は、mm単位で測定する。また、その他の異状(木片、他の埋設物等で上記にないもの)も調査する。

2 7)取付け管の突出し、8)油脂の付着、9)樹木根侵入、10)モルタル付着、11)取付管口不良、12)鉄筋の部分露出については、基本的に清掃、補修等で解消できる項目とし、解消できない場合の調査判定基準とする。